

指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金の概要

1 目的

指定福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者に適した備蓄物資・機材の費用を補助することで、要配慮者の避難生活の支援を図るもの。

2 補助対象者

指定福祉避難所の指定を受け、又は指定を受ける予定の事業所を運営する法人

※協定福祉避難所は補助対象外

3 補助内容

種 目	基準額	対 象 経 費
初 度 調 弁 費	850,000 円 +1 人あたり 7,000 円	指定福祉避難所用備蓄物資・ 機材の購入経費
備蓄物資更新費	1 人あたり 7,000 円	備 蓄 物 資 の 更 新 経 費 (原則として5年に一度)
備蓄物資補充費	1 人あたり 7,000 円	備 蓄 物 資 の 補 充 経 費 (必要と認められる場合に限り)

注)「基準額」は、指定福祉避難所1か所あたりの金額、消費税等込み

4 補助条件

- (1) 要配慮者に適した食糧、飲料水、毛布及び簡易トイレを対象者の3日分備蓄すること。なお、使用期限がある物資は、原則として5年以上の使用期限のものを購入すること。
- (2) 指定福祉避難所の開設・運営に必要な機材を整備すること。
- (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって施設内において管理するものとし、他の目的のために使用または費消しないこと。ただし、備蓄物資について保存期間に応じた更新を行う場合は、費消することを妨げない。
- (4) 補助金の交付を受けた法人の運営する事業所については、原則として自己都合による指定福祉避難所の指定取消は認められないものとする。なお、やむを得ないと認められる理由により、指定福祉避難所の指定を取り消した場合には、補助事業により取得した財産は、原則として本市に返還するものとする。

5 補助対象となる備蓄物資・機材の例

- ・介護用品、衛生用品、生理用品
- ・飲料水、要配慮者に適した食糧、毛布、タオル、下着（生理用ショーツを含む）、衣類、電池
- ・携帯トイレ（主として洋式便器で使用）、ベッド、担架、パーティション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資
- ・指定福祉避難所用物資・機材を備蓄・保管するための物置、保管庫、棚等

6 消耗品の補充

災害時における備蓄物資の使用、又は受入対象者の増などにより、必要数を満たしていない場合には、速やかに追加して整備すること。

指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金

補助金に係る手続きの流れ

申請者	名古屋市
①交付申請書及び事業計画書の提出	②交付申請書及び事業計画書の内容確認 ③補助金の交付決定、通知
④備蓄物資・機材の購入、納品、 支払い	
⑤実績報告書及び請求書の提出	⑥実績報告書及び請求書の内容確認 ⑦補助金の交付確定、通知 ⑧補助金の支払い

○提出期限

①**当該年度の1月31日まで**（期限に余裕をもって、お早めにご申請ください）

⑤物資の購入後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで

様式等詳細は、指定福祉避難所備蓄物資購入等補助金交付要綱を確認のこと。

名古屋市公式ウェブサイト URL<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000150619.html>

補助金の申請等は、当課指定のアドレスへ**電子メールにて送付**の上、**電話にて到着確認**をしてください。

（担当）

名古屋市健康福祉局監査課

TEL972-2510 FAX972-4150

a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp